平成２７年（フ）第３１１９号
大阪府寝屋川市対馬江西町18番18号
債務者　長谷川　健
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４９号
奈良市南永井町乙101番地の３、申立時の住所大阪市淀川区十八条１丁目13番５号リバーサイドニシムラ502号
債務者　野田　雅彦
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６１号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―417号
債務者　山田　栄二
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２７４号
東京都板橋区仲宿39―７―202
債務者　上原　直樹
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９８号
東京都武蔵野市桜堤２丁目11―５
債務者　齋藤　圭純
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２９９号
東京都足立区梅田８丁目13―10―805
債務者　武藤　美佐
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０２号
東京都足立区皿沼２丁目20―16　パーク・ヴィレッジ竹の塚Ｂ207
債務者　仲田　春菜
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０３号
東京都目黒区五本木２丁目15―16
債務者　加藤　良則
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０４号
東京都世田谷区桜丘４丁目23―29―107
債務者　真鍋　高枝
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０６号
東京都港区白金６丁目16―30―408
債務者　斉藤由美子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３０９号
埼玉県新座市馬場４丁目９―15　パステルハイムＥ205
債務者　関口　広明
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３１１号
東京都世田谷区玉川２丁目５―７
債務者　鈴木　文恵
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３１３号
東京都足立区西保木間２丁目５―12―208
債務者　渡邉　嘉子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３１７号
千葉県船橋市金杉８丁目12―30―207
債務者　和田　善弘
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８号
東京都町田市鶴間455番地１
債務者　加藤　義美
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部